

相互援助活動の手引



とだファミリー・サポート・センター

相互援助活動について

子育ての手助けをしてほしい

子育てのお手伝いをしたい

と思ったら…

とだファミリー・サポート・センターは、育児の援助を行いたい人（提供会員）と、受けたい人（依頼会員）が会員となって、育児の相互援助活動を行う組織です。



会員の条件

依頼会員 戸田市に在住または在勤の人で、小学校修了前までの
ことの保護者

提供会員 戸田市に在住の成人の人で、育児の援助を行うことができる人

両方会員 提供会員・依頼会員の両方を兼ね、育児の援助を依頼
することもあるが、依頼を受け援助することもできる人

- 会員になる前に入会説明会に参加すること。
- 提供会員または両方会員については、センターが実施する講習会を受講すること。

援助できる内容

ファミリー・サポート・センターで行う援助は、生後6箇月以上小学校修了前までの子どもの一時的な預かりや送迎といった軽易かつ補助的なものです。

具体的な援助の内容

1. 保育施設の保育開始時間まで子どもを預かること
2. 保育施設の保育終了後子どもを預かること
3. 保育施設までの送迎を行うこと
4. 学校の放課後または学童保育終了後子どもを預かること
5. 学習塾または習い事の送迎および終了後子どもを預かること
6. その他依頼会員が外出したときなど子どもを預かること

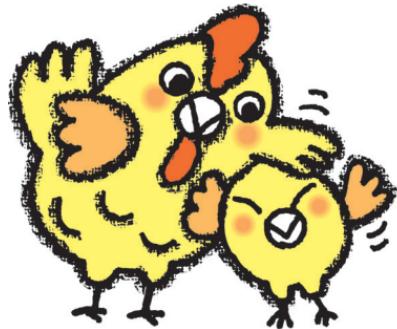


- 朝6時から夜10時までが利用時間となります。
- こどもを預かる場合は、提供会員の自宅で行います。
- 子どもの宿泊および入浴は原則として行いません。
- 病児の預かりおよび送迎は原則として行いません。
- 子どもの預かりおよび引き渡しは、原則保護者となります。なお、保護者が依頼した人(成人)でも可能です。ただし、保護者以外の人には引き渡す場合は、トラブルにならないよう慎重にご判断ください。
万が一、トラブルが発生してもセンターは一切責任を負いません。

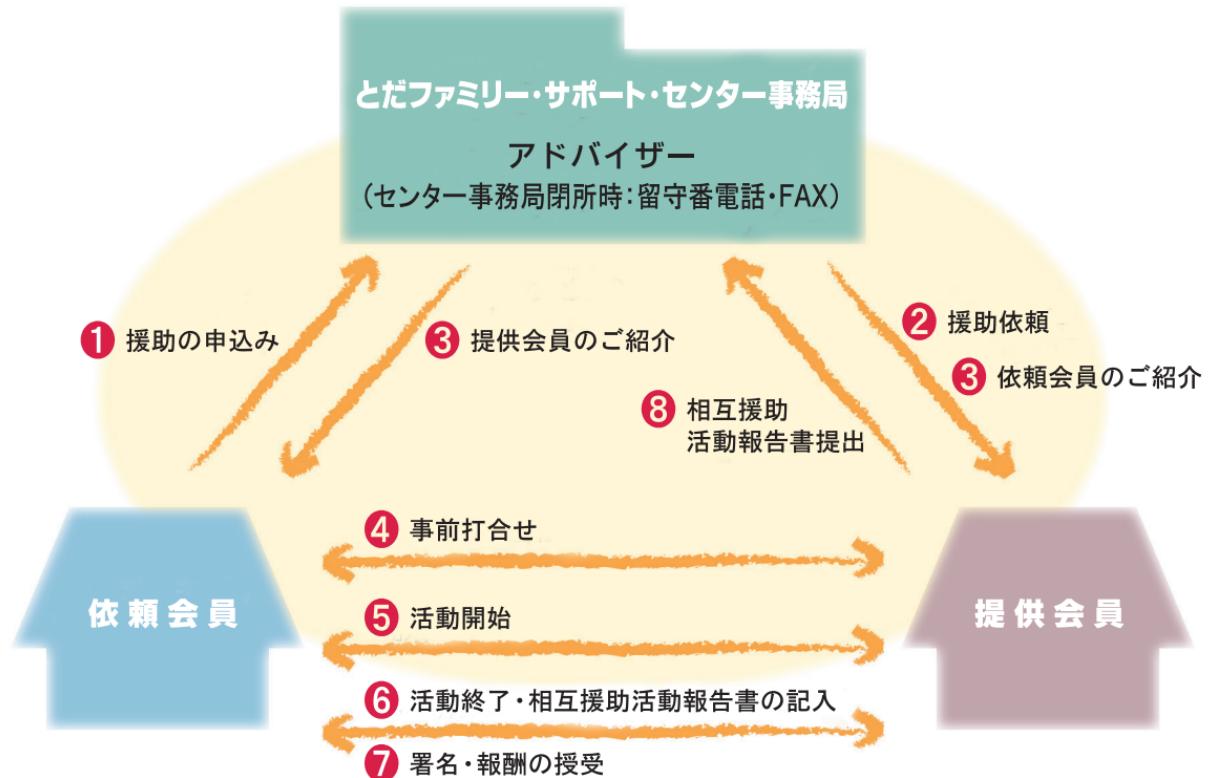


援助が必要になったら

1. 援助を依頼したい日、時間が決まつたら、センター事務局に申込みをします。
(原則として、依頼したい日の2ヶ月前から3日前までにお申込みください。)
2. センター事務局は、依頼の条件にあった提供会員に連絡をします。
3. センター事務局は、会員双方に紹介します。
4. 依頼会員は提供会員と事前打合せをします。
 - ・送迎の場合はセンター、託児の場合は提供会員宅で行います。
 - ・依頼会員のこども、アドバイザーも同席します。
 - ・事前打合せは、センター開所時間内に行います。
5. 事前打合せ後、相互援助活動をします。
6. 提供会員は、相互援助活動が終わったらその内容を相互援助活動報告書に記入します。
7. 依頼会員は、相互援助活動報告書を確認した上で署名し、報酬を支払います。
8. 提供会員は、1ヶ月分の相互援助活動報告書をまとめ、翌月5日までにセンター事務局へ提出します。



活動の流れ



会員の心得

援助活動が円滑に行われる為には、会員同士の信頼関係が大切になります。
会員は次の決まりを守りましょう。

1. お互いに知り得た他の会員の秘密を守り、プライバシーを保護しましょう。退会後においても同様です。
2. 約束した開始・終了時間と事前打合せでの依頼内容を守りましょう。
3. 相互援助活動中は、必ず会員証を携帯しましょう。
4. 相互援助活動は必ずセンター事務局を通して行ってください。センター事務局を通さない相互援助活動については、補償保険は適用されません。
5. 相互援助活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンター事務局に連絡してください。
6. 提供会員は、常に子どもの安全を確認してください。
7. 会員としてふさわしくない行為は慎んでください。



共通理解

援助を開始する前に

1. 事前打合せはお互いに十分行ってください。
2. おやつ、食事、おむつ、玩具などは、原則として依頼会員が用意しましょう。
3. 急な取消しや依頼内容の変更などが生じた場合は、速やかに提供会員とセンター事務局に連絡をしてください。
4. 相互援助活動は、会員同士の話合いにより決定し、行うものですから、活動中にトラブルが起きた場合は、基本的には当事者間で解決してください。
ただし、トラブル解決のための助言はアドバイザーが行いますのでご相談ください。
5. 本来の援助内容以外の要求はしないでください。また、過度の負担を求めることはやめましょう。

報酬等の基準

報酬の基準

| 利用日及び利用時間 | 報酬(1時間あたり) | | |
|--|------------|----------|----------|
| | 1人 | 2人(兄弟姉妹) | 3人(兄弟姉妹) |
| 平日(月～金) 7:00～19:00 | 700円 | 1,050円 | 1,400円 |
| 平日(月～金) 上記以外 | 800円 | 1,200円 | 1,600円 |
| 土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) 6:00～22:00 | 800円 | 1,200円 | 1,600円 |

- 報酬額は、1日の相互援助活動の合計時間に対する報酬額です。合計相互援助活動時間が1時間に満たない場合でも、1時間分の報酬額を支払います。
- 1日の合計相互援助活動時間が、1時間を超える場合の報酬額は30分単位とし、上記1時間あたりの報酬額の半額とします。ただし、30分に満たない場合は、30分あたりの金額とします。
- 複数のこども(兄弟姉妹)を預ける場合は、2人目から半額とします。
- 取消料は、次のとおりとします。
 - 利用予定日の前日までの取消……無料
 - 利用当日の取消……………上記基準により算定した報酬額の50%
 - 無断取消……………全額

実費

依頼会員は、相互援助活動に要した次の費用を提供会員に支払います。

- (1) こどもの送迎等にかかる交通費（自家用車、公共交通機関、タクシー等）
- (2) 提供会員が用意した飲食物、おむつ等の費用

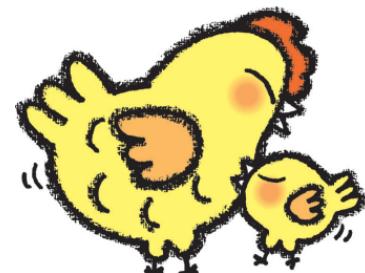
*飲食物、おむつ等は原則として依頼会員が用意してください。

支払方法

報酬及び実費は、原則現金でのお支払いとなります。

なお、会員双方の合意があれば、この限りではありませんが、それぞれの責任において実施してください。万が一、トラブルが発生してもセンターは一切責任は負いません。

お支払いは、相互援助活動終了後、速やかに支払ってください。また、援助が長期にわたる場合、提供会員の了承のもとに1週間分または1ヶ月分をまとめて支払うこともできます。ただし、その場合でも1ヶ月分を超えないものとします。



補償保険制度について

ファミリーサポートセンターでは、「賠償責任補償」「依頼会員の子どもの加害事故補償」「提供会員の傷害補償」「依頼会員の子どもの傷害補償」「行事参加者の傷害補償」の5つの補償制度に加入することになります。

保険料はセンターが負担します。

①賠償責任補償

提供会員が相互援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者（依頼会員の子どもを含む他人。なお、提供会員と同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、提供会員が負担する賠償金等を補償するものです。

| 補 償 内 容 | 保 險 金 額（補償限度額） |
|--|-------------------------------|
| 業務に起因する事故の補償（基本補償） | （対人・対物共通）1名・1事故 2億円（保険期間中2億円） |
| 提供会員の個人的な事故の補償 (例：自宅との往復途上での自転車事故等) | （対人・対物共通）1事故 2億円 |
| 預かり物の補償 | 1事故 1,000万円 |

②依頼会員の子どもの加害事故補償（提供会員災害見舞金制度）

依頼会員の子どもが、相互援助活動中に提供会員の家族の身体または財物に損害を与えた場合に、補償するものです。

| | | |
|------|------|---|
| 身体障害 | 死 亡 | 10万円 |
| | 後遺障害 | 後遺障害の程度により 10万円 |
| | 入 院 | 入院期間により 10万円～2万円 |
| | 通 院 | 通院期間により 3万円～1万円 |
| 財物損壊 | 実損害額 | 実損害額により 10万円～0円 ※実損害額3千円以上の場合に限ります。 |

※見舞金の支給額は、所定の補償実施要綱に応じた額になります。

③提供会員の傷害補償（熱中症・細菌性食中毒も補償します。）

提供会員が、相互援助活動で子どもを託児しているとき（提供会員宅）と依頼会員宅や保育所等の往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

| | |
|---------------|------------|
| 死 亡 保 険 金 | 500万円 |
| 後 遺 障 害 保 険 金 | 500万円～15万円 |
| 入 院 保 険 金（日額） | 3,000円 |
| 通 院 保 険 金（日額） | 2,000円 |



④依頼会員の子どもの傷害補償（熱中症・細菌性食中毒も補償します。）

依頼会員の子どもが、相互援助活動を受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

| | |
|---------------|-----------|
| 死 亡 保 險 金 | 300万円 |
| 後 遺 障 害 保 險 金 | 300万円～9万円 |
| 入院保険金（日額） | 3,000円 |
| 通院保険金（日額） | 2,000円 |

⑤行事参加者の傷害補償（熱中症・細菌性食中毒も補償します。）

センターが主催する研修・会合（交流会を含む。）開会中及び会場への往復途上（自宅との通常の経路）や事前打ち合わせ等（往復途上含む。）で、出席者（子どもを含む。）や当事者が傷害を被ったときに補償するものです。

| | |
|---------------|------------|
| 死 亡 保 險 金 | 500万円 |
| 後 遺 障 害 保 險 金 | 500万円～15万円 |
| 入院保険金（日額） | 3,000円 |
| 通院保険金（日額） | 2,000円 |

とだファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者を会員として組織するとだファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）の事業運営について必要な事項を定め、もって地域において安心して子育てに取り組むことのできる環境づくりに資することを目的とする。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を戸田市上戸田1丁目18番1号に置く。
2 センターに事務局（以下「センター事務局」という。）を置き、会員の管理等の運営業務を行うものとする。

(業務時間)

第3条 センター事務局の業務時間は、午前9時から午後5時までとする。

(休業日)

第4条 センター事務局の休業日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日並びに毎月の第1水曜日、第3水曜日、第5水曜日、第2土曜日及び第4土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

(代表者)

第5条 センターの代表者は、市長をもって充てる。

(アドバイザー)

第6条 センター事務局にアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。
- (1) センターの事業内容の周知に関すること。
 - (2) 会員の募集及び登録に関すること。
 - (3) 会員の統括に関すること。
 - (4) 会員の相互援助活動の調整に関すること。
 - (5) 会員に対する講習会及び交流会の開催に関すること。
 - (6) 会員間のトラブルの解決に関すること。
 - (7) 他のファミリー・サポート・センターとの連絡調整に関すること。

(業務の委託)

第7条 市長は、センターの運営を公益社団法人その他の団体に委託することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものほかセンターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

とだファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、とだファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(定義)

第2条 この会則において「相互援助活動」とは、地域の子育て支援として会員間で育児の援助を行うこと及び受けることをいう。

- 2 この会則において「会員」とは、次に掲げる者の総称をいう。
- (1) 提供会員 本市に在住の満18歳以上の者で、依頼会員の子の育児の援助を行うことができるものをいう。
 - (2) 依頼会員 本市に在住又は在勤の者で、小学校修了前までの子の保護者として育児の援助を受けることができるものをいう。
 - (3) 兩方会員 提供会員であって依頼会員を兼ねる者をいう。

(入会等)

第3条 センターに入会しようとする者は、入会説明会に参加し、入会申込書（第1号様式）をセンター事務局に提出しなければならない。ただし、市長が受講を免除した者は、この限りでない。

- 2 提供会員は、前項の入会説明会に参加した後（参加を免除されたものを除く。）、講習会を受講しなければならない。ただし、既に他の機関でおおむね同一の講習を受講した者に対しては、講習会の全部又は一部を免除することができる。
- 3 市長は、第1項の入会説明会に参加した者を依頼会員とし

て、前項の講習会を修了した者を提供会員又は兩方会員として登録し、とだファミリー・サポート・センター会員証（第2号様式。以下「会員証」という。）を交付するものとする。

- 4 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、会員登録変更届（第3号様式）をセンター事務局に提出しなければならない。
- 5 会員は、会員証を破損又は紛失したときは、会員証再交付申請書（第4号様式）をセンター事務局に提出し、再交付を受けなければならない。

(遵守事項)

第4条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。
- (2) 相互援助活動により知り得た秘密を漏らし、又はプライバシーを侵害しないこと。退会後においても同様とする。
- (3) 政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。
- (4) 依頼会員は、事前打合せ時の援助内容以外の援助を提供会員に求めないこと。
- (5) その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(保険)

第5条 市長は、会員が安心して相互援助活動を行えるよう、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

- 2 前項の保険に係る費用については、市が負担するものとする。
- 3 会員は、相互援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンター事務局に報告しなければならない。

(休会)

第6条 提供会員又は両方会員は、病気その他の理由により援助を行うことができなくなったときは、事前に休会届（第5号様式）をセンター事務局に提出しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、退会届（第6号様式）をセンター事務局に提出しなければならない。

2 退会に当たっては、会員証その他必要な書類等を返還しなければならない。

(会員登録抹消)

第8条 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

- (1) この会則における会員の義務規定に違反したとき。
- (2) 相互援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。
- (3) その他会員としてふさわしくない非行があったとき。

2 市長は、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、その理由を明示し、速やかに会員登録抹消通知書（第7号様式）により通知しなければならない。ただし、退会届を提出せず転居又は転出し、所在が不明のときは、この限りでない。

(提供会員の援助の内容)

第9条 提供会員が行う援助は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時までこどもを預かること。
- (2) 保育施設の保育終了後こどもを預かること。

(3) 保育施設までの送迎を行うこと。

(4) 学校の放課後又は学童保育終了後こどもを預かること。

(5) 学習塾又は習い事の終了後こどもを預かること。

(6) 学校、学童保育、学習塾又は習い事の場所への送迎を行うこと。

(7) その他依頼会員が外出したとき等にこどもを預かること。

2 前項の援助は、生後6箇月以上小学校修了前までのこどもを対象に行うものとする。ただし、提供会員が援助可能であるときは、この限りでない。

3 こどもを預かる場合は、原則として提供会員の家庭において行うものとする。

4 宿泊及び入浴は、原則として行わないものとする。

5 病児の預かり及び送迎は原則行わないものとする。

(相互援助活動時間)

第10条 相互援助活動の時間は、午前6時から午後10時までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(相互援助活動の実施方法)

第11条 依頼会員は、援助を受けようとするときは、アドバイザーに対し、その申込みをするものとする。

2 前項の申込みは、原則として援助を必要とする日の2月前から3日前までに行うものとする。

3 依頼会員から援助の依頼を受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を確認し、提供会員との調整を行うとともに援

- 助依頼受付簿(第8号様式)にその内容を記録するものとする。
- 4 アドバイザーは、原則として相互援助活動開始前に提供会員と依頼会員との事前打合せを行い、援助の内容について十分な協議をするものとする。
 - 5 提供会員は、援助を実施したときは、相互援助活動報告書(第9号様式)に内容を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。
 - 6 提供会員は、その月の相互援助活動報告書を、翌月の5日までにセンター事務局に提出しなければならない。

(報酬等)

第12条 依頼会員は、相互援助活動実施後に提供会員に対し、別に定める基準に従って報酬及び相互援助活動に要した費用を支払うものとする。

(連絡調整会議)

第13条 センター事務局は、必要に応じて事業運営に関する会議(次項において「連絡調整会議」という。)を開催するものとする。

2 連絡調整会議では、アドバイザー及び所管課職員が、活動状況の報告、情報交換、運営方針の検討等を行う。

(講習会等)

第14条 市長は、会員の資質の向上及び会員相互の交流を図るため、フォローアップ講習会及び交流会を開催するものとする。

附 則

この会則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成18年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に印刷されている改正前のとだファミリー・サポート・センター会則第2号様式から第8号様式までの規定は、当分の間取り繕って使用することができるものとする。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年1月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年3月11日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年7月1日から施行する。



●お申込み・お問い合わせ先●

とだファミリー・サポート・センター

〒335-0022 戸田市上戸田1-18-1（戸田市役所敷地内）

ボランティア・市民活動支援センター内

TEL 048 (433) 2244 FAX 048 (441) 4451

◆開所時間◆

午前9時～午後5時

休業日：第2・4土曜日、第1・3・5水曜日、日・祝・年末年始（12月29日～1月3日）

